

# 探偵業の業務の適正化に関する法律等の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

## 改正の概要

- ・これまで公安委員会から交付していた探偵業届出証明書(法第4条第3項の書面)が廃止されます。
- ・探偵業届出証明書に代わり、探偵業の届出をしたことを示す標識を営業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられます。
- ・各探偵業者のウェブサイトにも標識の掲示が義務付けられます(事業規模が著しく小さい場合等を除く。)

## ○探偵業届出証明書の廃止について

- ・探偵業届出証明書が廃止され、改正後は探偵業の開始の届出や変更の届出の際に探偵業届出証明書の交付は行いません。
- ・改正前に交付した探偵業届出証明書については、改正後、返納等していただく必要はありませんが、これを掲示したとしても標識を掲示したことにはなりませんので注意して下さい。
- ・探偵業届出証明書の廃止に伴い、探偵業の開始の届出、探偵業の変更の届出に伴う手数料は不要となります。

## ○標識の掲示について

- 探偵業者の営業所に届出書を提出したことを示す標識(裏面記載例参照)を掲示するとともに、探偵業者が管理するウェブサイトにも標識を掲示してください。
- なお、「事業規模が著しく小さい場合等」として、
- ・常時使用する従業者の数が5人以下の場合
  - ・探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- のいずれかに該当する探偵業者はウェブサイトへの標識掲示義務は除外されます。

## ○各種様式の変更について

- ・今回の法改正に伴い、「探偵業変更届出書」、「探偵業廃止届出書」の様式が変更されます。
- ・法改正後、当面の間は改正前の様式を取り繕って使用することも出来ます。

## ○標識の作成要領

標識は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第4号に従い、各探偵業者等で必要事項を入力してA4サイズの紙に印刷して作成してください。

別記様式第4号（第5条関係）

探偵業者	
届出書を提出した 公安委員会	京都府 公安委員会
届出書の受理番号	第 61〇〇〇〇〇〇 号 <span style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">下記参照</span>
届出書を提出した年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日 <span style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">下記参照</span>
商号、名称又は氏名	株式会社 〇〇 <span style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">法人の場合は法人名称、個人営業の場合営業者の氏名を記載する。</span>
営業所の名称	〇〇探偵社
営業所の所在地	京都市〇〇区△△町××番地 □□ビルA号室
営業所の種別	主たる営業所 <span style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">主たる営業所又はその他の営業所のいずれかを記載する。</span>
広告又は宣伝をする場合に使用する名称	〇〇探偵社

- 記載要領
- 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
  - 2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
  - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

### 「届出書の受理番号」及び「届出書を提出した年月日」の記載要領

探偵業開始届出書の受理番号及び提出した年月日を記載する。

なお、令和6年4月1日の法改正までに開始届出書を提出済みの探偵業者の場合は、「届出書を提出した年月日」欄には、改正前の「届出証明書」に記載されていた「法第4条第1項の届出書を提出した年月日」を、「届出書の受理番号」欄には「当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号」をそれぞれ記載する。

### 問合せ先

京都府警察本部 生活安全部

生活安全企画課 許可等事務審査室 防犯営業係

(代表)075-451-9111 内線3033・3034